

インフルエンザによる出席停止期間について

●インフルエンザによる出席停止期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

(学校保健安全法施行規則第十九条) (2012年4月改正)

例えば、発症後2日目に解熱した場合



例えば、発症後4日目に解熱した場合



抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらくの間残っています。また、インフルエンザでは一旦熱が下がっても、再び発熱する場合があります。出席停止期間に従い、感染力が弱くなるまで登校を控えることで、インフルエンザの蔓延を防ぐことを心がけてください。